（送付書書式例）

平成　年　月　日

地方独立行政法人岩手県工業技術センター　理事長　　様

所在地又は住所

氏名（商号又は名称）

代表者役職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

電話番号

FAX番号

（担当者名）

送付書

　下記調達件名に係る一般競争入札に参加したく、別添のとおり仕様審査に必要な書類を提出します。

記

１　調達件名（物品名）　　　電子ビーム金属積層造形システム　　1式

２　提出書類

(１)　定価見積書

(２)　仕様書

（入札書様式例）

入札書

平成29年10月　　日

地方独立行政法人岩手県工業技術センター　理事長　　様

所在地又は住所

商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者役職・氏名　　　　　　　 　　　　　　　　　　印

（代理人氏名） 　　　　　　　　　　　　　　　　　（印）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 一金 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 一 | 円 |

件　　名　　　電子ビーム金属積層造形システム

規格・銘柄　　定価見積書及び仕様書のとおり。

数　　量　　　1　式

納入期限　　　平成３０年３月１５日（木）

（委任状様式例）

委任状

平成　　年　　月　　日

地方独立行政法人岩手県工業技術センター　理事長

委任者　　所在地又は住所

商号又は名称

代表者役職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　私は、下記の者を代理人として、入札に関する次の権限を委任します。

　入札件名　　電子ビーム金属積層造形システム　　1式

記

１　受任者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受任者使用印

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　名 |  |

２　委任事項

入札及び見積に関する一切の権限

３　委任期間

平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日まで

（契約書書式例）

物品売買契約書

　地方独立行政法人岩手県工業技術センター（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、物品の売買について、次のとおり契約を締結する。

第１　甲が乙から購入する物品の品名、規格及び数量は、次のとおりとする。

　(１)　品　名　　電子ビーム金属積層造形システム

　(２)　規　格

　(３)　数　量　　1式

第２　契約金額及び契約保証金は、次のとおりとする。なお、第１号の「消費税額」は、取引に係る消費税及び地方消費税の額である。

　(１)　契約金額　　金　　　　　　　　　　円（うち消費税額　　　　　　　　円）

　(２)　契約保証金　　金　　　　　　　　　　円

第３　物品の受渡場所及び納入期限は、次のとおりとする。

　(１)　場　　所　　岩手県盛岡市北飯岡二丁目４番２５号

岩手県工業技術センター　（仮称）新研究棟　３Ｄものづくりラボ

　(２)　納入期限　　平成３０年３月１５日（木）

第４　乙は、物品を納入したときは、その旨を甲に通知し、甲は、通知を受けた日から起算して10日以内に、物品検収員をして、乙又は乙の指定する者の立会いのうえ、当該物品を検収するものとする。

２　乙又は乙の指定をする者が、前項の検収に立会いできないときは、確実な代理人を立会いさせるものとする。

３　物品の所有権は、第１項の検収に合格したときに乙から甲に移転するものとし、移転前に生じた損害及び検収のために必要な費用は、乙の負担とする。

第５　乙は、検収の結果不合格となった物品を遅滞なく引き取り、速やかに代品を納入するものとする。この場合における検収は第４に定めるところによる。

第６　甲は、物品の納入が完了した後において、乙から適法な支払請求書を受理したときは、翌月20日に代価を支払うものとする。支払日である20日が金融機関等の休日の場合には、その直後の営業日とする。

第７　甲は、自己の責めに帰すべき理由により、代価の支払を遅延した場合においては、乙に対して支払の日までの日数に応じ、契約金額につき年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

第８　乙は、自己の責めに帰すべき理由により納入期限までに物品を納入しない場合は、違約金として、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既納部分相当額を控除した額につき年2.7パーセントの割合で計算した額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

第９　乙は、納入物品の引渡し後１年間は、その隠れた瑕疵について補修の責めを負わなければならない。

第10　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

　(１)　乙が期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められる場合

　(２)　乙から契約解除の申出があった場合

　(３)　乙が契約の履行について不正の行為をした場合

1. その他乙又はその代理人がこの契約に違反した場合
2. 乙が次のいずれかに該当する場合

　　ア　役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは物品の製造の請負又は物品の買入れの契約を締結する権限をもつ事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

　　イ　暴力団（暴力団対策法第２条２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

　　ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

　　エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

　　オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

２　前項の規定によって契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

　　　２　前項の規定によって契約を解除したときは、乙は損害賠償として契約金

　　　　額の100分の５に相当する額を甲に納付するものとする。

1. 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団等による不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は甲に報告するとともに、警察に通報しなければならない。
2. 乙は、この契約から生ずる債権を第三者に譲り渡し、又は担保に供してはならない。

２　乙は、第三者に債務の弁済を行わせないものとする。

1. この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは甲、乙協議するものとする。

　この契約締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

甲　　地方独立行政法人岩手県工業技術センター

　　　　　　　　　　　　　　理事長　　　木　村　卓　也　　　　　　　　印

　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印